

第4章 外国人受刑者の処遇等

第1節 日本

本節では、我が国の外国人受刑者の処遇について、F指標に指定された者を収容する刑事施設を中心にその特色を述べる。

1 総論

受刑者の処遇等について定める「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」及び「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」では、「外国人」の受刑者の処遇に着目した規定として、外国語による面会等に関する規定のほか、風俗習慣等が異なる外国人の特殊性に配慮した規定をいくつか置いている。また、受刑者を集団編成する観点で言えば、訓令や通達レベルで、「日本人と異なる処遇を必要とする外国人」をF指標と指定することが「受刑者の集団編成に関する訓令」で定められ、さらに、「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について（依命通達）」において、F指標を含む処遇指標ごとの判定基準、刑事施設の収容対象、属性等に応じた処遇の標準等が定められている。

同依命通達によれば、F指標と判定される者は、在日米軍関係者のほか、「日本語の理解力若しくは表現力が不十分なこと又は日本人と風俗習慣を著しく異にすることにより日本人と同一の処遇をすることが困難な者」である。この判定基準の適用状況を、特別調査（第3章）の調査対象者671人について見ると、矯正統計でF指標として計上されている者（なお、F指標の指定を含む者でも矯正統計上はF指標とされない者もある。）が585人と9割近くを占め、我が国に生活基盤があると思われる居住資格の調査対象者に限定しても、永住者や定住者の8割近く、日本人の配偶者等の8割強、永住者の配偶者等の9割強を占めた。さらに、調査対象者のうちの窃盗・強盗事犯者については、主たる使用言語が日本語の者が27人（うち日常会話、読み書きとも「できる」者が23人いる）いたが、そのうち8人はF指標に指定されていた。窃盗・強盗事犯者の調査時の在所施設（既出所者については出所施設）についても、F指標の者を収容する施設以外の施設に収容されていた者は14人と窃盗・強盗事犯者の約5%にとどまっており、これらから、特別永住者を除く外国人については、日本に相当程度定着して

生活していた者でも、大半がF指標に指定されている実情がうかがわれる。

また、同依命通達上、F指標の判定基準に該当する者（ただし、在日米軍関係者以外の者）のうち、①日本語の理解力又は表現力が特に劣る者、すなわち、片言の日本語による意思表示にも支障があるか、又は平易な日本語による指導の理解にも困難を来す者、②日本人と著しく異なる風俗習慣を有し、かつ、それに強く固執する者、③大使館又は領事館等の関係機関との緊密な連絡調整を必要とする者、④特殊な軍隊若しくは武装的な集団に所属した経歴又は重大事犯による本国での受刑歴等、特異な経歴を有する者、⑤その他、処遇上、特別の配慮を要する者、のいずれかに該当する場合は、「F（特別）」として、収容する施設を限定している。

F指標の者を収容する施設は、札幌刑務所、福島刑務所（同福島刑務支所）、栃木刑務所、黒羽刑務所、前橋刑務所、府中刑務所、横浜刑務所（同横須賀刑務支所）、新潟刑務所、甲府刑務所、静岡刑務所、川越少年刑務所、金沢刑務所、名古屋刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、神戸刑務所、和歌山刑務所、奈良少年刑務所、広島刑務所、高松刑務所、福岡刑務所及び長崎刑務所であり、そのうち「F（特別）」の者を収容するのは、福島刑務所（特定言語の者に限る。）、府中刑務所、横浜刑務所、川越少年刑務所（処遇指標がJの者に限る。）、大阪刑務所及び奈良少年刑務所（処遇指標がJの者に限る。）の6施設（以下本節では、これらを「特F施設」と言い、それ以外のF指標を収容する施設を「F施設」という。）とされている。本研究の調査対象となった窃盗・強盗事犯者について、特F・F施設収容の内訳を見ると、特F施設在所（出所）者は89人、F施設在所（出所）者は160人であった。

なお、平成10年2月以前においては、当時のF指標に相当する「F級」の施設は、府中刑務所、大阪刑務所及び栃木刑務所のみであったが、外国人の収容増加に対応すべく、同年3月に、黒羽刑務所、和歌山刑務所等の9施設が加わり、その後数次にわたり施設数の拡充が図られてきたものである。

また、同依命通達においては、F指標の処遇について、その属性に応じた処遇の標準として特に重視すべき処遇重点事項を規定しており、その内容は

- ・意思の疎通に努めること
- ・日本人被収容者とのトラブル発生に注意すること
- ・日本の文化、生活習慣等に対する理解を深めさせること

とされている。

具体的なF指標受刑者の処遇については、これらを踏まえながら、個々のF指標受刑者の犯罪傾向の進捗や、その者の資質及び環境に応じて受刑者ごとに定められる矯正処遇の要領に基

づいて行われることとなる。

F 指標受刑者又は外国人受刑者に限定した処遇について定めた法令・通達等は、これらのほか、領事関係条約に関するもの、受刑者が退去強制事由に該当する場合の保護観察や入国管理局との連携等に関するもの、国際受刑者移送に関するものなどがあり、各刑事施設においては、それらの者の言語、風俗、宗教、習慣等の特殊性にも配慮を可能としながら、日本人等の F 指標に指定されていない者にも適用される法令、通達等に基づき、具体的にはこれらを各施設長等がそれぞれの施設の状況等に応じて達示、指示に定めて運用がなされている。

2 特 F 施設及び F 施設における外国人処遇実務に関する実地調査

F 指標受刑者の特性に応じた処遇については、全国共通の処遇指針や要領が詳細に定められているわけではなく、施設ごとに特色がある。法務総合研究所では、平成 25 年 1 月から 3 月にかけて府中刑務所、横浜刑務所、大阪刑務所（以上は、特 F 施設）、栃木刑務所、黒羽刑務所、静岡刑務所、名古屋刑務所、京都刑務所、神戸刑務所及び和歌山刑務所（以上は、F 施設）において、達示、指示及びその他の資料の閲覧や職員に対する聞き取りによる外国人受刑者の処遇実務に関する実地調査を行った。以下、これらに基づき、主に、上記の特 F 及び F 施設における処遇の実情を紹介する。なお、その内容はあくまでも調査時点におけるものであるため、必ずしも最新の内容ではない。

（1）特 F 施設の国際対策室とその役割

外国人のうち、主に日本語をほとんど解さない者である特 F 指標の者を収容する施設である福島刑務所、府中刑務所、横浜刑務所及び大阪刑務所の四つ（調査時）の刑事施設は、国際対策室を設置し、外国人受刑者の使用言語に堪能な国際専門官を配置するなど、日本語をほとんど解さない者の処遇のための体制がとられている。それぞれの国際対策室ごとに規模の差や特色はあるものの、基本的に、国際対策室は、外国人被収容者に関する通訳・翻訳業務、外国人被収容者の処遇に関する調査業務、大使館等関係機関との連絡調整業務及び国際受刑者移送に関する各業務を所管している。また国際対策室を設置している各施設は、全国の矯正施設の外国人被収容者の処遇等における前記各業務を支援する通訳・翻訳共助センターとしても機能しているが、その具体的な業務については、「矯正施設における通訳・翻訳等の業務及びその共助について（通達）」に定められている。

国際対策室は、府中刑務所において、前身の外国人処遇班を分化・発展させる形で平成 7 年

に設置され、次いで、9年に大阪刑務所に設置された。府中刑務所は、F指標受刑者を全国で最も多く収容し、大阪刑務所はそれに次ぐ（調査時それぞれ440人、250人程度）。どちらも特F施設であり、外国人被収容者の国籍・使用言語は、調査時で、府中刑務所では、55か国・48言語、大阪刑務所では43か国・30言語に及ぶ。最近、国際対策室が新しく設置されたのが福島刑務所（21年）と横浜刑務所（23年）であり、府中刑務所や大阪刑務所と比べると、その国際対策室は、体制も小規模であり、業務内容もより限定的である。

府中刑務所の国際対策室は、室長以下職員14人の体制である。そのうち国際専門官は7人で、その担当言語は、中国語、スペイン語、ペルシャ語及びポルトガル語（同刑務所に収容されるF指標の者の主たる使用言語の上位四つに該当）である。また、民間の常駐通訳・翻訳人のほか、必要に応じて外部協力者を活用して、約40の言語の翻訳業務に対応している。

大阪刑務所の国際対策室は、室長以下職員10人の体制である。国際専門官は3人で中国語、スペイン語及びペルシャ語が担当言語である。また、常駐通訳人を活用することにより、調査時で13言語（言語数を拡充予定）の翻訳業務に対応し、これらのほか、外部協力者を活用してその他の希少言語にも対応している。

これらに対し、横浜刑務所の国際対策室は、比較的小規模で、室長以下7人の体制であり、平成24年になって初めて配置された国際専門官は3人（中国語、ペルシャ語及びポルトガル語を担当）である。常駐通訳人の活用を含め、上記3言語を含む7言語（他は、韓国語、スペイン語、ベトナム語及び英語）に対応しているが、それ以外については府中刑務所に共助依頼をして対応している。また、ペルシャ語については、他施設に対する通訳・翻訳等の共助も行っている。

これらの国際対策室では、遵守事項や所内生活の手引書等を複数の言語（府中10言語、大阪13言語、横浜7言語）に翻訳して施設内で活用している。また、府中刑務所及び大阪刑務所の国際対策室では、これらの翻訳版の文書を全国掲示板に掲載するなどして他の施設の活用に供したり、他施設からの共助依頼を受けて、翻訳済みの告知文書等を依頼施設の要請に合う内容に修正したりもしている。

そのほか、府中刑務所の国際対策室は、どんな言語の通訳・翻訳に対応可能かといった他の施設にとって共助の依頼の参考となる情報や、各施設が希少言語の通訳・翻訳者を探す手がかりなどといった、よくある質問についてQ&Aを作成している。また、府中刑務所と栃木刑務所との間では、遠隔地を回線でつなぐ「面会通訳システム」が運用されており、このシステムを介して、府中刑務所の国際専門官が栃木刑務所の受刑者等の面会の通訳を行っている。

そのほか、それぞれの施設内では、作業や教育で使用するワークシートの翻訳、日本語教育における教材作成や指導等の関与、処遇の場面での通訳などといった言語面における専門性を活かして処遇や教育部門との連携を図っている。

(2) 特F施設及びF施設における外国人処遇の指針と運用

調査をしたいくつかの施設においては、処遇上の基本的な原則や留意事項、そして、居室指定、作業指定、食事、面会・信書発受、領事官等との外部交通、宗教上の配慮、日本語教育等といったF指標受刑者等に対する処遇全般についての要領を達示、指示等で定めている。他方、詳細な処遇要領を定めることはせず、例えば、入所時指導、居室指定、イスラム教徒の食事やラマダン月の断食等の宗教行為に対する配慮、日本語教育の実施といった個別具体的な取扱いについてのみ要領を定める施設もある。また、実際に運用されている処遇については、おおむね共通するものも、施設ごとの特色が見られるものもある。

ア 処遇における基本的な方針等

F指標受刑者に対する基本的な処遇方針は、調査をした各施設で、おおむね共通しており、主な内容としては、

- ・日本人受刑者と差別することなく公平に取り扱い、原則として日本人受刑者と同様に処遇をすること
- ・言語、風俗、習慣、宗教等により日本人と異なる取扱いが必要となる場合は、拘禁目的、秩序維持等に支障がない限り、できる限り配慮すること

などが挙げられる。ある国際対策室職員によれば、外国人を日本人と公平に処遇するとの方針に関しては、日本人と全く同じ処遇や取扱いをするというのではその趣旨を実現することはできず、外国人の場合は、文化的背景等による価値観の違いがあることから、その違いを理解してこれに対応・配慮した上で日本人と同等の処遇を行う必要があるとのことであった。また、あるF施設では、収容されるF指標受刑者は、日常会話がある程度可能と判断された者であるため、原則として日本語による処遇を受けるものの、施設内の生活指導、作業安全衛生教育、反則行為等の理解が十分でないことや日本人と異なる価値観や行動規範を持つことから、その指導や告知等に当たっては、平易な表現を用いることや本人の理解の有無について確認を行うこととしている。

イ 収容に伴う処遇全般

(ア) 処遇体制

F指標受刑者が多く収容されている施設には、処遇部門の職員等で構成される、F指標の者を担当する処遇班等を設けているところがある。ある特F施設では、外国人受刑者とのコミュニケーションにおいては、単に意思疎通が可能な言語を使用するというだけでは足りず、職員が本人の生活習慣、価値観、宗教等を理解した上で、日本の生活習慣や価値観等を強制することなく、本人に正しく理解させることが重要であるとの考えから、外国人受刑者の処遇を担当する専従職員を置いている。専従の職員は、面接指導等により、受刑者の心情の安定に努め、刑務所や日本の法制度に対する理解を図るとともに、面接指導やアンケートで得た外国人受刑者の意向を把握し、これを踏まえた処遇を実施しているとのことであった。他方、処遇は全員で行うものとの考えから、大規模特F施設でも、F指標受刑者のための特別な処遇班がないところもある。

F施設には、ある程度日本語で意思疎通ができると判断された者が収容される場所、調査をしたF施設の多くでは、その処遇においては、翻訳版の所内生活の手引書や告知文書等を活用しつつも、処遇上必要なやりとりは原則として日本語を用いる運用であった。ただし、職員からの聞き取りによれば、F施設に収容される受刑者の日本語の能力にはばらつきがあり、意思疎通が困難なケースも散見されるとの所感もあるところ、F施設の中では、イラストを使用するなど、処遇上必要な意思疎通を図るために工夫をしているところもあった。また、収容外国人で多い国籍の者の使用言語（中国語、ペルシャ語等）に堪能な賃金職員を確保している施設や中国語等ができる職員がいるF施設がある。

なお、国際対策室がある特F施設でも、通訳等の業務負担は大きく、常に意思疎通が可能な言語を介して処遇をすることができるわけではないため、通常の処遇場面においては、平易な日本語による会話であれば理解できる場合等は、日本語で意思疎通を図ることとし、他方、例えば、各種の権利の告知や反則行為の調査等の重要な内容や複雑なやりとりについては通訳を介するなどの運用がなされている。

(イ) 居室指定

各施設の収容定員、F指標受刑者の日本語能力や人数等の事情が異なる場所、調査をした施設の中でも、居室指定の原則的な取扱いにおいて、共同室に収容するのか、夜間単独室に収容するのかなどに違いがあった。そのうち日本語をほとんど解さない者が多く、F指標受刑者数も多い特F施設では、夜間単独室収容が基本となる運用であり、その行状に問題がない者で、日本語で日常会話ができ、日本人と生活習慣を同じくすることができるなどの場合に、日本人受刑者と共に共同室に収容している。また、単独室収容を基本とする施設でも、共同室収容を

基本とする施設における場合でも、主として、保安警備上の観点から、同じ共同室にF指標の者や同一国籍の者を複数収容しない、ないしは、人数を限定する取扱いがなされていた。二つの女子施設では、日本人との共同生活が可能な場合の多くは、共同室に収容しているとのことであった。

いくつかの施設の職員からの聞き取りでは、受刑者の多くが夜間単独室を希望するとの所感が述べられたが、他方、共同室を希望する者もいるほか、日本人受刑者と同じ居室に収容されることによって、日本語能力の向上や日本の生活習慣への理解の深まりといった利点があるとの所感も述べられた。

なお、夜間単独室については、外国人向けのベッドを備え付けられている居室がある施設もある。

(ウ) 面会及び信書等の外部交通

受刑者の面会及び信書の発受においては、刑事収容施設法に基づき、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の必要性の観点から、実務上、職員に面会の立ち会い等をさせ、その発受する信書の内容を検査していることが多い(同法 112 条, 126 条)。

日本語をほとんど解さない者が多い特F施設においては、外国語による面会や信書発受が特に多いが、調査をした特F施設では、面会立ち会いと信書検査は、おおむね、それぞれの施設で日常的に通訳又は翻訳対応できる言語で対応できており、その他の希少言語については、外部協力者の活用等で対応している(なお、横浜刑務所については、府中刑務所国際対策室への共助依頼も活用)。

F施設の受刑者は、日本語がある程度できる者であり、調査をしたいくつかの施設においては、面会は、原則として日本語、ないしは当該施設の職員が理解できる外国語があればその言語(英語、中国語等)で許可する取扱いであった。もっとも、面会者が日本語を解さないなど、通訳が必要な場合もあり、その場合は、外部協力者を利用するケース、面会人が同伴する通訳人及び録音・事後確認を併用するケース等が運用として見られた。また、通訳対応言語による面会であっても、当該面会日時での手配ができないときは、日本語による面会に対応することもあるとのことであった。信書の発受については、原則として日本語で行わせるとする施設もあるが、それらの施設でも、受刑者の権利義務の行使上必要な外国語使用を許可する取扱いとなっている。信書の検査については、施設の職員で対応可能な言語の場合は、自ら検査を実施するところもあるが、府中刑務所、大阪刑務所等の共助センター施設(国際対策室)に対する翻訳共助依頼も広く行われている。

調査をした特F及びF施設に収容されている外国人受刑者については、共助センター施設において日常的に対応が可能な言語又は各施設が確保している外部協力者の使用言語に含まれない希少言語を母国語とする国籍の者も散見されたが、これら特F及びF施設職員に対する聞き取りによれば、それらの者の多くは、類似の他の言語（例えば、福建語の者に対する北京語、西欧出身者にとっての英語等）も理解できるため、言語の種類の間では、おおむね必要な対応ができていたとのことであった。

他方、通訳・翻訳の業務量の面においては、自分の施設で翻訳する場合も、共助センター施設に翻訳共助依頼する場合も、相当な業務負担となっているのが調査をした特F・F施設の現状であり、例えば、府中刑務所及び大阪刑務所における翻訳の処理件数は、信書だけでも、共助分を含め、それぞれ、年間約2～3万件に上っている。翻訳時間を含む信書の発受処理にある程度時間がかかることは必然であるところ、聞き取りによれば、外国人受刑者にとっては、一般に、信書が受刑生活の中での最大関心事の一つであり、信書発受処理のタイムラグが受刑者の不満につながる場合もあるとの所感もあった。この点、受刑者に対する丁寧な説明や民間資源活用による翻訳業務の迅速適正化といった努力をしている施設がある。なお、外国語の信書のうち一定のものについて翻訳による検査を省略する運用をしていた施設もあったが、同施設職員からの聞き取りによれば、外国人受刑者の場合、日本語での会話では細かな心情把握までは難しいことから、矯正処遇の適切な実施のためには、信書の内容把握は重要であり、業務負担軽減のために大幅に翻訳を省略することは困難な情勢にあるとのことであった。

そのほか、外国人受刑者の外部交通で特筆すべきこととして、外国等の遠隔地の家族等との電話による通信があり、調査をした施設の多くで実施されている。その対象等については、家族等の相手方が遠隔地におり、制限区分第二種以上の者又は人道上、家族等との電話通信による面会が必要と認められる者とする施設、また、日本語による会話を原則とする施設等、運用上の違いがある。

(エ) 宗教上の配慮等

調査をした各施設では受刑者の信仰する宗教に対する各種の配慮を実施している。宗教上の配慮のニーズがある代表的なものとしては、イスラム教徒についての食事（ハラール食）、イスラム暦のカレンダーや礼拝（余暇時間等に許可）用マットの貸与、ラマダン月の断食における単独室使用や食事時間・内容の配慮等がある。イスラム教徒だけではなく、キリスト教徒、仏教徒、ユダヤ教徒やその他の宗教信者への配慮が必要な施設もあり、拘禁目的や秩序維持等に支障がない範囲で可能な限りの配慮が行われている。

また、外国人受刑者に対しても教誨師による宗教教誨が行われているが、ある施設によれば、外国人受刑者のニーズが大きいイスラム教については近隣に適切な宗教家がないために対応ができないこと、キリスト教についても教派ごとの対応まではできていないのが現状であるとのことであった。

そのほか、クリスマスカード等の季節の挨拶状を出せるように配慮している施設もある。

(オ) 反則行為と懲罰

反則行為については日本人受刑者と同等に取り扱うことが基本ではあるが、日本語による意思疎通が困難な場合で反則行為そのものの認識が十分でない場合もある。そのため、反則行為の前提となる遵守事項は外国人受刑者にも理解できるように翻訳されて告知されており、そもそも告知ができない場合は、懲罰が科されない運用となっている。また、供述調書を録取する場合には、日本語の理解の程度及び反則行為としての認識の有無について明記すること、意思疎通が全くできない場合は、刑事罰相当の行為を除き、懲罰を科さないことができること、懲罰審査会では審査の意味、告知された容疑事実の理解及び反則行為の認識の程度を確認すべきことなどを定めている施設もある。また、このような明文の定めがなくても、主に言語上の問題から反則行為に及ぶケースや、反則行為としての認識が不十分なケース等において、注意のみで手続を終了する運用も見られる。

なお、特F施設やF施設職員からの聞き取りによれば、外国人受刑者は、日本人より権利意識が強い傾向は見られるものの、反則行為が多いという印象はなく（なお、調査対象者のうち窃盗・強盗事犯者で、入所後1年以内に懲罰を受けた者は4割弱）、総じて、反則の内容にも明らかな特徴は見られないようである（第2章第2節4項）。

(カ) 領事官、大使館との関係

領事官等との外部交通の取扱い及び領事機関への通報等の領事関係条約（「領事関係に関するウィーン条約」等）に関する事務については、「矯正施設における領事関係条約に関する事務について（通達）」の定めがあり、これに基づいて各施設で運用が行われている。なお、調査をした特F施設では、国際対策室が領事機関等との連絡調整関係業務を所管している。

領事官等との面会については、できる限り便宜を図ること、面会で使用する言語は原則として、受刑者又は領事官の選択するものとする、面会内容を確認するために通訳が必要であっても受刑者にその費用を負担させないこと、懲罰等を理由に面会を許可しない取扱いはしないこと、基本的に、職員の面会立会いは行わないこと、面会の回数制限を行わないことなどが定められ、実施されている。また、領事官等との信書の発受についても、できる限り便宜を

図ること、翻訳費用は受刑者に負担させないこと、懲罰等を理由に許可しない取扱いはしないこと、回数制限を行わないことなどが定められ、実施されている。

調査をした施設職員への聞き取りによれば、領事官等は、施設収容への不適應感が強い受刑者との面会を実施してその心情安定につなげたり、受刑者に日本語の学習を積極的に勧めたり、受刑者の家族等との面会に際しての通訳や希少言語の翻訳に協力したり、外国語の書籍等を差し入れたりするケースもあり、施設の運営に協力的であるとのことであったが、受刑者との面会や信書のやりとりに基づき、刑事施設に対し、受刑者の立場から、医療その他の待遇に関する要望を申し入れたり、不服を伝達したりすることもあるようである。また、領事官・大使館等は、外国人受刑者の処遇における重要な関係機関との認識の下、良好な関係を維持するため、常日頃から十分なコミュニケーションを心がけているとのことであった。

(キ) 生活環境の調整と退去強制

一般の日本人受刑者等の出所については、帰住予定地を管轄する保護観察所において、刑事施設から身上調査書の送付を受けるなどした後、保護観察官等が帰住予定地を訪問し、住居、就労先等の調整を行い、改善更生に適した生活環境を整える、生活環境の調整を実施している。

外国人受刑者の中には、出所後も我が国に在留し続ける者もあり（第3章第3節4項参照）、これらの者（退去強制事由に該当するものの、日本国内に家族等の引受人がいるなどの事情があり、法務大臣の在留特別許可を求める場合も含まれる。）については、同様に、生活環境の調整が実施される。

これに対し、多くの外国人受刑者は、我が国に帰住予定がない者であって、退去強制事由に該当する者として出所時に入国管理局に引き渡され、かつ、本国へ退去強制となる。このような外国人についても、相当数が仮釈放となるところであり（第2章第3節1項参照）、その生活環境の調整については、矯正管区と地方更生保護委員会との間の申合わせに基づき実質的に省略されている場合がある。その場合、退去強制事由があると思料され、かつ、日本国内に仮釈放後の帰住予定地のない者を、「申合せ対象外国人」として、身上調査書等や仮釈放の申出書において、帰住予定地及び引受人を「なし」とし、保護観察所から矯正施設に生活環境整状況通知書の送付がなされない運用となっている。

(ク) その他

外国人受刑者向けに、外国語書籍の備え付け、外国語新聞（英語、中国語）の購読、ラジオの外国語放送の提供等をしている施設が複数ある。

また、篤志面接委員やその他の外部協力者を講師とする書道、俳句、太鼓、囲碁、将棋等の

日本文化に係るクラブ活動を実施している施設やコミュニケーション上の制約から生じるストレス緩和のため、英語を使用するF指標の受刑者を対象とする英語ミーティングを実施している施設等がある。

ウ 矯正処遇

(ア) 刑執行開始時の指導

調査をしたF施設では、F指標受刑者も日本語での意思疎通がある程度可能であるため、日本語で入所時の指導を実施しつつも、遵守事項や所内生活の手引については、受刑者が理解できる複数の言語の翻訳版等を整備して併用している施設が多かった。

特F施設はそれぞれ特色があり、大阪刑務所では、国際対策室が刑執行開始時指導を言語ごとに実施している。初入者が多く、司法制度が異なる国の者であることから、できるだけ詳細な説明と受刑の意義を説明し、動機付けを行うことを目的としているとのことであった。府中刑務所では、翻訳版の遵守事項や所内生活の手引等を渡し、よく読んで分からないところは職員に遠慮なく尋ねるように指導しているほか、外国人にとっての重要関心事である面会と信書発受のルールについては使用言語ごとに講義形式で説明している。

(イ) 作業指定・職業訓練

調査をした施設では、日本人も同様であるが、大半の者が工場での生産作業に従事していた(第2章第2節1項参照)。そして、工場と業種の指定は、本人の資質、適性、希望、健康状態等といった通常の考慮に加え、例えば、あるF施設では、危険を伴う作業の場合は、安全教育を十分に理解できる者に限るなど、日本語の理解能力も、必要に応じて考慮されている。さらに、保安警備上の理由から、共犯関係者の分散のほか、特定工場に同一国籍者が多数就業しないようにする、世界情勢に鑑み、民族や国家間の対立がある国籍の者同士は分散するなどの点に特に留意している施設もある。

各施設の職員によれば、外国人受刑者には就業に当たっての能力の高い者も多く、まじめに就業する傾向があるとのことであり、工場でも立業や指導役の役割につけることが多く、経理係等の自営作業に指定される者もあるとのことであった。

職業訓練については、F指標受刑者を基本的には対象としない施設もあったが、職業訓練の必要性等があれば、F指標の者を対象とするというスタンスの施設や、外国人に能力が高い者も相当数いることなどから、積極的に職業訓練を実施するとの考えの施設もあった。ただし、調査時の外国人受刑者で実際に職業訓練を受講していた者は多くはなかった(第2章第2節3項参照)。

(ウ) 一般改善指導・特別改善指導

一般改善指導については、日本語教育（後記(エ)参照）のほか、翻訳版のワークシートの使用や読書感想文を書かせるなどの方法で実施している施設があった。

特別改善指導については、外国人受刑者は、F施設に収容されている者を含め、一般に、日本語によるコミュニケーションには課題があり、グループの中で改善を高めるという指導効果を得ることが困難になることなどから、外国人受刑者に対しては、調査をしたどの施設でも、さほど実施されていないのが実情である。もっとも、日本語に堪能な外国人受刑者については、日本人と同様に、本人の問題性に応じて特別改善指導を実施している例があるほか、いくつかの施設では次のような試みがある。

- ・日本語の日常会話ができる者を対象として、日本人と一緒に薬物依存離脱指導（R 1）及び交通安全指導（R 5）を実施。
- ・矯正局作成のワークシート（4か国語）とビデオ視聴を組み合わせることで薬物依存離脱指導（R 1）を講義形式で実施。
- ・教育部門の職員と英語が堪能な職員が指導を担当し、既存の英語教材を使用して、英語による意思疎通が可能な者によるグループを編成して、薬物依存離脱指導（R 1）を実施。
- ・出所後も日本に継続して在留できる可能性が高い者を対象に就労支援を実施。
- ・上級レベルまでの日本語教育講座を実施しており、一部の重大事犯者について、上級講座まで修了させた上で被害者の視点を取り入れた教育（R 4）を実施することを予定。

(エ) 日本語教育

調査をしたほとんどの特F施設及びF施設で外国人を対象とする日本語教育が実施されていた。ただし、近年日本語教育を開始した施設も多く、さらに、試行段階のものもあり、それぞれの教育内容等が確立したというべき状況にはないのが実情である。

日本語教育を実施している施設の職員からは、円滑な処遇実施の観点から、肯定的な評価が多く聞かれた。すなわち、日本語ができない外国人受刑者は、職員や周囲とのコミュニケーションがうまく図れず、集団生活になじみにくいが、日本語である程度意思疎通ができるようになると、生活も安定するなどの処遇に当たってプラスの効果が期待できるということや、受刑者自身の受講希望も多く、受講者からは受講してよかったという感想が聞かれるなどである。他方、希望者数に必ずしも対応しきれていない場合もある、外国語を使用した日本語教育については対象者が使用言語によって限定されてしまい、その対応言語数がまだ十分ではないなどの課題も述べられた。

各施設で実施されている日本語教育は、その位置付け、実施体制、対象者、内容（教材、レベル、方法、カリキュラム等）とも多様である。以下、調査をした特F施設、F施設、女子のF施設の中で特徴的なものについて紹介する。なお、これらの日本語教育は、一部を除き、所内生活を円滑に送るための指導・支援を主旨とするもので、あいさつや作業等における所内生活で使用する言葉遣いや会話内容を中心としており、一般の社会生活における日常会話能力等の向上に力点が置かれているものではなかった。

【府中刑務所】

日本語教育に該当するものは、①配布プリントによる自習、②日本語教育ビデオ放映、③講義形式、④パソコンを貸与することによる CAI (Computer Assisted Instruction) 日本語教育があり、外国人受刑者を指導・処遇に順応させて職員との意思の疎通を図ることにより円滑な受刑生活を送らせることを目的としている。①は外国人全員、②は希望者全員を対象とするもので、③及び④は、対象者を選定して実施するものである。

①のプリントによる自習は、一般改善指導の位置付けで、矯正指導日に実施しており、外国人処遇班がカリキュラムと教材を作成し、11 言語に対応している。内容は、ひらがなやカタカナの練習や簡単な単語の学習であり、50 科分である。

②のビデオ放映は、週 2 回（1 回 1 時間）、夜間居室で放映を視聴させている。

③の講義形式の教育は、教科指導として作業時間中に実施している。英語、スペイン語、中国語、ペルシャ語のいずれかを理解でき、日本語が理解できない工場就業者が対象となっている。それぞれ 5～6 人程度のグループを編成して講義形式で指導を行うが、国際対策室職員が指導を担当し、中国語とスペイン語については、外部協力者と共に指導を行っている。簡単な日常会話や身体の部分等によく使用する基礎的な単語等を学習するが、カリキュラムや教材は、指導担当者が作成しているため、言語ごとに内容が異なる。1 クールは、6 か月で、前半 3 か月は月 2 回、後半 3 か月は月 1 回実施される。

④の CAI 日本語教育は、工場就業中の英語又は中国語を理解する者で、講義形式による日本語教育の修了者又はこれと同等の日本語の理解力がある者などから選定し、機械を貸与して自習形式で実施する。期間は 3 か月間で、パソコン操作方法等の導入時指導の後、週 2 回居室で実施する（なお、調査時に実施なし）。

【大阪刑務所】

日本語教育に該当するものは、①五十音表の貸与、②居室における日本語学習用ビデオ放映、③集団の講義形式及び④音声付翻訳機を使用した居室での自習を基本とするものがある。

③については、国際対策室の中国語、スペイン語及びペルシャ語の国際専門官がそれぞれ指導を担当し、希望者を募って受講者を選定した上、集団（1クラス4～5人程度）での講義形式で実施している。1クールは、4か月であり、年間3クール実施している。矯正指導日において、月2回1時間の講義をしており、あいさつや簡単な日本語の文法が中心となる内容である。

【横浜刑務所】

教育部門が担当して、初級と応用の二段階の教育を実施している。

初級の日本語教育は、教科指導の補習教育として実施しており、一般の外国人向けの日本語学習用教材及び指導を担当する外部協力者（NPO 法人）が作成する補習教材を使用して、添削指導を中心とする内容である。1クールは、6か月で、週1回（90分）24回の実施で、対象は、希望者から10人程度選定する。簡単な漢字交じりの作文が書け、たどたどしいながら会話ができる程度までを目指す内容である。

応用の日本語教育は、一般改善指導の外国人に対する社会適応教育として通常の平日に実施している。グループワークを実施することから、初級修了者の中から、自分の問題と向き合う意欲のある者を選定し、教育専門官及び教育部門の職員が実施し、国際対策室の国際専門官も立ち会うなど指導に協力する。週1回10週間のカリキュラムであり、日本の歴史や観光地等の文化のビデオ視聴等から、自分の問題等に関するグループワークを行い、最終的には、SST及びライフプランの立案まで行う。

これらのほか、国際対策室において、日本語の理解力又は表現力が特に劣る者に対し、所内生活を送る上で最低限必要な日本語を理解させ、基本的な日本語能力を身に付けさせるために、余暇時間を利用した日本語の自学自習を促す指導を試行実施している。対象者は、片言の日本語による意思表示に支障がある者、又は平易な日本語による指導の理解に困難を来す者から選定し、指導は国際専門官が担当する。対象者には、刑執行開始時指導期間に、国際対策室作成の日本語指導用テキストを貸与し、日常生活に必要な日本語の指導をするとともに自習をさせ、工場配役後2か月の矯正指導日（月2回4日間各1時間）に自習した内容の復習を行っている。内容は、ひらがなとカタカナや基本的な単語、日常会話で使用する簡単な例文等である。

【名古屋刑務所】

補習教科指導との位置付けで、集団を編成して講義形式による日本語教育を実施している。外国人受刑者に会話力、読解力、書字力を習得させ、所内生活等を円滑に行えるようにすることを目的とする。日本語での会話力、読解力、書字力のいずれかの理解度が十分でないなどの者から希望者を募って対象者を選定している。教育部門が所管して実施する指導であるが、講

義は、篤志面接委員である外部講師が担当している。1クールは、6か月で、月2回（各1時間）実施している。五十音、ひらがなやカタカナの理解と筆記、出願要領等の所内生活で最低限必要な日本語の理解と筆記、自己紹介やあいさつ、身の回りの物品等の理解から、日本の習慣、風習の理解までを内容としている。

【黒羽刑務所】

外国人を対象とする日本語に特化した教育ではないが、入所時に日本人を含む全員が受ける簡単な学力テスト（小学校レベルのもの）で学力が低いと認められた者を対象に、算数のほか、国語の教科指導として法務教官又は教育部門の職員が指導をしている。本人の希望の有無にかかわらず、学力のレベルから優先順位の高い者を対象として実施しており、日本人も対象となるが、実際は、約8割が外国人であるとのことであった。指導期間は6か月間である。

【和歌山刑務所】

初級（日本語が全く理解できない者又は片言程度しか話せない者）、中級（簡単な日本語は理解できるが、読み書きができない者）、上級（初級と中級講座を修了した者。なお、その日本語能力は、処遇を受ける上では既に支障のないレベルにあり、よりスムーズな会話为目标となるレベル。）の三段階の講座を矯正指導日及びそれ以外の平日に実施している。日本語の指導を通じた生活支援をすることによって所内生活に支障を来さないようにすることを目的としている。日本語を解さないF指標の希望者から対象者を選定するが、希望者はほぼ全員受講できるのが現状であるとのことであった。初級と中級講座には、自習教材があり、これによる添削指導を受けてから、最大10人の集団編成されたクラスでの集団指導を受ける。集団指導では、講義形式で日本語の会話を練習し、適宜ロールプレイを行ったり、視聴覚教材をもとにグループワークをしたりしている。教育、処遇部門の職員又は外部講師が指導を担当する。いずれの講座でも、あいさつや日常会話から所内生活、作業で使用する言葉、規則の内容等を中心に指導をしている。1クールは、初級と中級講座について6か月12単元であり、上級講座について6か月6単元である。

（3）国際受刑者移送における外国人受刑者の送出移送と刑事施設の役割

国際受刑者移送（同制度については、第2章第4節参照）には、外国で刑の言渡しを受け拘禁されている日本人受刑者を我が国に移送する受入移送と我が国で刑の言渡しを受け拘禁されている外国人受刑者をその母国等に移送する送出移送があり、外国人受刑者に関係するのは後者の手続である。

外国人受刑者の送出国に当たっては、国際受刑者移送法等の関係法令及びこれらに基づく通達（「国際受刑者移送法等に基づく受入移送及び送出国の実施について（通達）」）等により外国人受刑者を収容する刑事施設において執るべき手続やその際作成・提出すべき関係書類の様式が詳細に定められており、各施設においては、これらに基づき、国際受刑者移送に関する条約の締約国（刑を言い渡された者の移送に関する条約の締約国及びタイ）の国民等に対する条約の告知をすること、締約国の国民等である受刑者が送出国を希望した場合において、送出国申出書を提出させた上、送出国意見書を作成すること、これを判決書謄本又は抄本の写し、処遇調査票の写し等の定められた添付書類とともに矯正局長に送付すること、矯正局長からの指示を受けてから、送出国受刑者の送出国への書面による同意（送出国同意書への署名押印（指印））を得ること、同意の後、送出国犯罪に係る事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官へ意見照会をし、その回答とともに矯正局長に送出国同意書を送付すること、法務大臣が送出国決定をした送出国受刑者を執行国の官憲に引き渡し、検察官等の関係機関にその旨の通知をすることなどの諸手続を行っている。

調査をした施設のうち、女子施設及び特F施設については、これまでに送出国申出をした受刑者が相当数おり、申出に伴う手続を経験し、いくつかの施設は、送出国に至るまでの実績を積んできている。刑事施設において執るべき手続については、通達等により明確に規定されており、これら施設の職員への聞き取りでも、特に問題もなく、遅滞なく手続を進めることができているとのことである。また、外国人受刑者が送出国申出を行う時期について聞いたところ、申出時期は受刑者によってばらばらであり、条約の告知後直ちに申し出る者もあれば、刑期半ば以降に申し出る者もおり、その点についての傾向や特徴はないとの印象が述べられた。

なお、送出国決定がなされた者については、必ずしも決定時に収容されている施設から執行国に対する引渡しが行われるわけではなく、執行国への円滑な引渡し及び国外への移送の便のため、引渡しに先立って国際空港等の近隣の施設に移送され、そこから送出国となる運用もなされているとのことであった。当該運用では、例えば、送出国に成田空港を利用する場合は、執行国への引渡しに先立ち、府中刑務所、横浜刑務所等に移送される場合があるとのことである。引渡しを担当するある施設の職員から、送出国受刑者を収容する移送元の刑事施設の注意を喚起したい事項を聞いたところ、引渡しのための移送は引渡しの直前に実施されるため、移送後引渡しまでに荷物の整理その他の引渡しの準備をする余裕は実質的になく、移送元の施設において携行可能な荷物の分量を確認して整理をしておくなどの指導をすることや、執行国の要求どおりのパスポート用写真を撮影することが必要であるといった点が挙げられた。

第2節 米 国

本節では、アメリカ合衆国（以下「米国」という）連邦刑務所における外国人（米国の刑事司法手続全般では「外国人」の名称をとっておらず、「米国市民権を持っていない者：Non-US Citizen」や「Alien」等の用語を用いているが、本節では便宜的に「外国人」と称する。）の犯罪の現状及び処遇及びその国外退去手続並びに国際受刑者移送の現状を、入手できた資料の範囲内で概観する。

1 外国人犯罪及び退去強制手続の現状

(1) 外国人の犯罪に関する研究

米国においては、連邦捜査局（FBI）が収集している犯罪統計上、犯罪者の国籍等を示す項目が掲載されておらず、全国公式統計上は外国人の数の推移を見ることができない。しかし、歴史的に移民国家であることから、移民と犯罪に関する研究が行われている。

20世紀までの調査をまとめた司法省の研究報告^{*28)}では、移民外国人は同化や順応に関して問題を抱えていると同時に、貧困であり、多民族的で若年男子が多く、加えて、犯罪を誘発しやすい、問題のある地域に居住することが多いこと等から、米国民よりも犯罪に至る率が高いと信じられているが、さまざまな実証研究によると、実際には、移民はどちらかというところ、刑事司法統計の中では目立った存在ではないとしている。また、居住地域により、移民と犯罪の関わりには違いがあるが、これは、移民独自の問題性というよりも、定住する地域の構造的問題の違いによるものであるとしている。

また、一般大都市統計地域（Standard Metropolitan Statistical Area）について、移民局（当時）の外国人登録記録等から適法滞在者と不法滞在者を割り出した上で、連邦捜査局の犯罪統計や刑務所統計との関係を調査した研究においても、移民の犯罪との関わりが米国民よりも強いという結果は得られなかった^{*29)}。

より最近の研究では、米国国土安全保障省（Department of Homeland Security: DHS）の移民税関執行局（Immigration and Customs Enforcement Bureau: ICE）が犯罪外国人（Criminal Alien）の統計を収集し始めていること（後述）、その結果、入管法違反等の者を多く収容する

^{*28)} Martinez, Jr., Ramiro., and Matthew T. Lee. 2000. "On Immigration and Crime." U.S. Department of Justice. *The Nature of Crime: Continuity and Change. Criminal Justice 2000*. 485-524

^{*29)} Hagan, John., and Alberto Palloni. 1998. "Immigration and Crime in the United States." *The Immigration Debate: Studies on the Economic, Demographic, and Fiscal Effects of Immigration*.

連邦刑務所の約 26%が外国人であることが公表されており、移民税関執行局もその退去強制 (Removal) に力を入れているが、移民税関執行局が公表した統計も上記で紹介した研究も、統計の収集に問題があり、外国人の犯罪との関わりが米国民に比較して高いか否かについては実証できていないと結論付けざるを得ないと紹介されており^{*30)}、米国での外国人犯罪の実態把握の困難性を示唆している。

(2) 刑務所人口

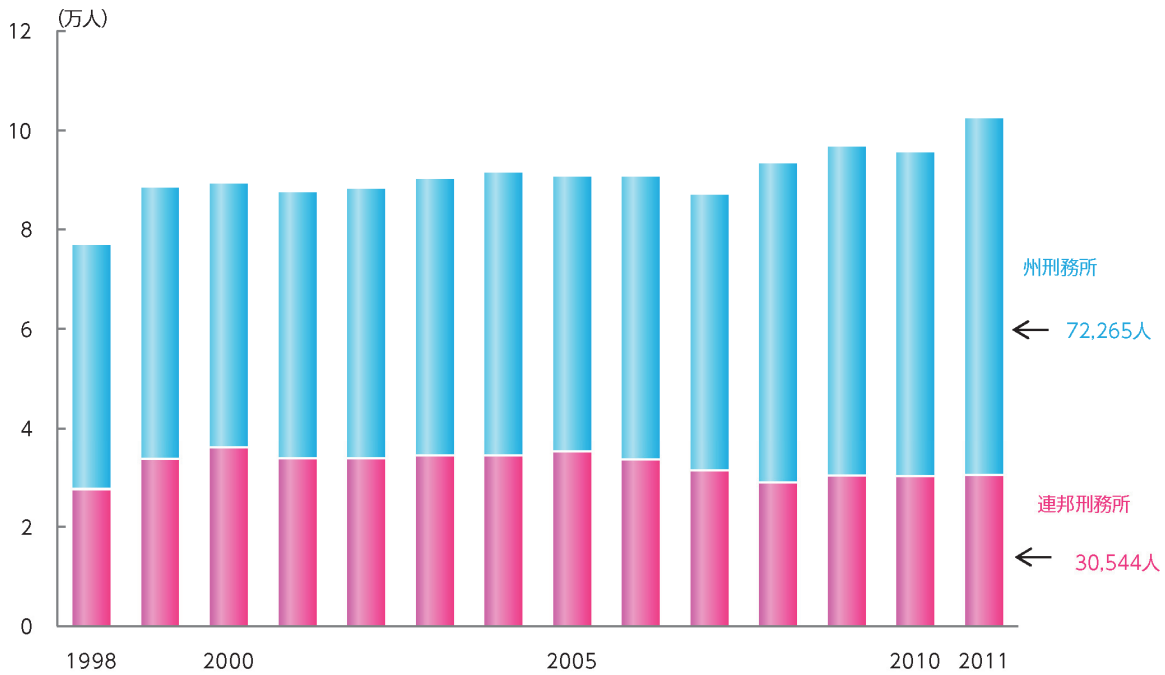
第1章で言及した World Prison Population List によると、米国の刑務所全体における外国人受刑者の割合は 6.8%程度であり、日本と大きく変わらない (1-3-2-1 図参照。)。4-1-2-1 図は、ニューヨーク州立大学オーバニー校がまとめている Sourcebook of Criminal Justice Statistics による、1998 年から 2011 年までの連邦及び州刑務所の外国人受刑者数の推移を見たものである^{*31)}。外国人の定義が州によって区々にわたり、いくつかの州において外国人受刑者の報告がない年があるなど、全体的な統計の不備があるため、正確な経年比較は困難であるが、米国における外国人受刑者数はおおむね増加傾向にあるといえる。

^{*30)} Camarota, Steven A., and Jessica M. Vaughan. 2009. *Immigration and Crime: Assessing a Conflicted Issue: Background*. Center for Immigration Studies. <http://www.cis.org>

^{*31)} <http://www.albany.edu/sourcebook/pdf/t6422011.pdf>

4-1-2-1 図 米国における外国人受刑者人員の推移(連邦・州刑務所)

(1998-2011年)



- 注 1 Sourcebook of Criminal Justice Statistics Online による
 2 2006年の数値は、ネヴァダ州とヴァージニア州を含まない。
 3 2007年の数値は、フロリダ、イリノイ及びオレゴンの各州の数値を含まない。
 4 外国人受刑者の定義は州によって異なる。いくつかの州は外国生まれの者を外国人としている。カリフォルニア州は入国管理当局に拘禁されている者のみを計上している。

また、米国の刑務所制度は連邦刑務所、州刑務所及び郡の刑務所 (Jail) のおおむね三種に分かれ、それぞれの刑務所の設置、運営等の根拠が異なるほか、収容する対象者の犯罪種別も異なる。国境管理や州際犯罪を対象とする連邦法に対応する連邦刑務所においては、入国管理法違反の者が多いためか、外国人の割合が約 26%に達するとの報告もある。なお、郡の刑務所においては、司法省の統計によれば、2011年には一日あたり平均 73 万 5,000 人余りが拘禁されていたと推計されているが、外国人に関する統計は見当たらなかった^{*32)}。

(3) 退去強制手続

連邦、州及び郡刑務所における外国人受刑者の退去強制手続は米国国土安全保障省移民税関執行局の犯罪外国人プログラム (Criminal Alien Program: CAP) が所管しており、以下のよ

^{*32)} U.S. Department of Justice. 2013. *Jail Inmates at Midyear 2012- Statistical Tables*.

うに行われている^{*33)}。

CAP 職員が連邦、州及び郡刑務所に常駐して、外国人受刑者に面接し、また、生育歴等を調査する。その後、退去強制執行部 (Enforcement and Removal Operation: ERO) が外国人受刑者の審問手続を行い、刑務所からの釈放に当たってスムーズに入国管理収容所に移送する助けとしている。

CAP においては、退去させるべき外国人について、以下の3レベルの優先順位を設けている。レベル1はいわゆる「加重重罪: Aggravated Felony」で有罪とされた者又は1年以上の拘禁刑で処罰されるべき犯罪 (いわゆる「重罪: Felony」) 2つ以上で有罪となった者であり、レベル2はレベル1以外の重罪または1年以下の拘禁刑で処罰されるべき犯罪 (いわゆる「軽罪: Misdemeanor」) 2つ以上で有罪となった者、レベル3は1年以下の拘禁刑で処罰されるべき犯罪で有罪になったものである。2013会計年度には、CAPが退去強制した犯罪者は21万6,810人であったが、そのうち7万4,159人がレベル1の者であり、4万7,198人がレベル2、9万5,453人がレベル3の者であった^{*34)}。

2 外国人受刑者の処遇

入手できた複数の連邦刑務所の手引等 (Admissions and Orientation Handbook として、連邦刑務所局のウェブサイトから入手可能)^{*35)}によると、外国人受刑者であるからといって、米国人受刑者と異なる特別な処遇を行っているとは認められない。

手引の記載内容及び形式は施設によって異なり、外国人受刑者の保護のためにもっとも必要な手続の一つと思われるウィーン領事条約に基づく、領事機関との連絡の権利については、多くの施設で情報提供がなされており、国際受刑者移送手続の対象となる受刑者に向けた情報が記載されている施設とそうでない施設があった。

宗教上の要請に基づく食事及び宗教的配慮については、宗教プログラム (Religious Programs) の一環として取り扱われており、宗教行事への参加や宗教上の要請に基づく特別な食事は、施設の教誨師 (Chaplain) の承認があった後に可能になっていることが認められた。

^{*33)} U. S. Immigration and Customs Enforcement. 2011. *Fact Sheet: Criminal Alien Program*. <http://www.ice.gov/news/library/factsheets/cap/htm>

^{*34)} U. S. Immigration and Customs Enforcement Bureau. 2013. *FY2013 ICE Immigration Removals: ERO Annual Report*. <https://www.ice.gov/doclib/about/offices/ero/pdf/2013-ice-immigration-removals.pdf>

^{*35)} “Inmate Admission and Orientation Handbook: Federal Correctional Institution and Federal Prison Camp, Mariana, Florida 2013”ほか。

また、英語を母国語としない受刑者に対する英語教育 (English as Second Language: ESL) は施設内でのさまざまなプログラム参加への基本とされており、多くの施設で行われていることが認められた。

3 国際受刑者移送の現状^{*36)}

米国における国際受刑者移送は、1977年にメキシコとの間で始まった。

米国は、我が国と同様に、ヨーロッパ評議会の「刑を言い渡された者の移送条約」に加盟しているが、そのほかにも、米国、カナダ及び中南米諸国等を加盟国とする国際受刑者移送に関する多国間条約である「国外での服役に関する米州条約 (Inter-American Convention on Serving Criminal Sentences Abroad)」に加盟している。これらの多国間条約のほか、香港及びタイ等と二国間条約を締結しており、78の国と地域との間で条約に基づく移送が可能である。さらに、条約に基づかない移送も可能である (後述 (2) ア (カ) 参照)。

(1) 移送適格性審査

連邦刑務所局の資料 (Program Statement) ^{*37)}によると、移送の適格性審査は各施設のケースマネージャーが行うこととされており、①受刑者の残刑期が6か月以内である (相手国の宣言により12か月の場合もある) 場合、②受刑者が現在刑事手続中、上訴中又は、刑事手続と並行した関連する争訟 (Collateral Attack: 収容に対する人身保護請求や裁判の既判力を覆すような訴訟等の提起) の可能性がある場合、③移送相手国の宣言により移送に制限が加えられている罪種に該当する場合には移送不適格とされる。

(2) 移送適合性審査

連邦司法省においては、前記の移送適格があるとされた受刑者について、以下の適合性を審査している。移送に当たっての適合性が体系的に整理されており、興味深いため、紹介する^{*38)}。

^{*36)} U. S. Department of Justice. *The Department of Justice's International Prisoner Transfer Program*. <http://www.justice.gov/criminal/oeo/iptu/lists.html>

^{*37)} U. S. Department of Justice, Federal Bureau of Prisons. *Program Statement: Transfer of Offenders To or From Foreign Countries*. http://www.bop.gov/policy/progstat/5140_040.pdf

^{*38)} U. S. Department of Justice. *Guidelines for the Evaluations of Transfer Applications of Federal Prisoners*. <http://www.justice.gov/criminal/oeo/iptu/guidelines.html>

ア 当事者の社会復帰の可能性

米国でも受刑者の社会復帰は、刑務所の過剰収容緩和や外国人受刑者の取扱いの難しさ等の実務的な問題点よりも、優先して考慮すべき事項とされている。社会復帰が受刑者移送によって達成されることの可能性を高める諸条件として、以下の事項が審査される。

- (ア) 受刑者が罪を認めていること
- (イ) 受刑者の犯罪歴
- (ウ) 犯罪の重大性
- (エ) 裁判国及び執行国における犯罪行動との関わり
- (オ) 裁判国及び執行国における家族とのつながり

これについては、受刑者についての以下の下位条件が考慮される。

- ・ 独身か、子どもがいるか（他の親又は兄弟の存在も考慮される）
 - ・ 正式な婚姻をしているか（配偶者の所在地が考慮される）
 - ・ 事実上の婚姻をしているか（事実婚の場合、配偶者の所在地、事実婚期間、被扶養親族（特に未成年の子の有無）等）
 - ・ 独身あるいは離別した受刑者の場合、扶養している子の有無及びその子との社会的関係性
- (カ) 執行国が受刑者の国籍国であり、合衆国と受刑者移送条約を締結していること
- ただし、執行（予定）国の受入れ意思が表明され、受刑者の犯罪が重大ではなく、執行（予定）国の拘禁環境が受刑者の「最善の利益（best interest）」に資すると判断された場合、受刑者移送条約未締結国との移送も排除しない、とされている。
- (キ) 人道的見地

他の要因のみを考慮した際には移送が容認されない場合であっても、受刑者の病状等の健康状態が極めて不良であることは、移送を決定する契機となり得る。受刑者の家族の病状は他の家族要因と同様に考慮される。

イ 法執行上の観点からの考慮

社会復帰は拘禁の唯一の目的ではないことから、一般の量刑判断及び仮釈放判断と同様に考慮される。

- (ア) 事件の重大さ
- (イ) 社会の感情（特に重大犯罪の場合に考慮される）
- (ウ) 公共政策（米国の国家的関心）

- (エ) 執行国での犯罪行動（帰国が受刑者本人の犯罪行動を再開させる場合や移送が受刑者による報復等の可能性をはらむ場合）
- (オ) 執行国での執行実務と米国における実務（仮釈放実務，条件付き釈放，善時制による釈放等）のかい離の程度
- (カ) 裁判国の捜査・訴追上の要請
 - ・ 共犯者審理における証人尋問の必要性
 - ・ 共犯者が逃走中の場合の当該共犯者訴追上の必要性
 - ・ 受刑者の余罪捜査上の必要性
 - ・ 法執行機関によるその他の事情聴取の必要性
 - ・ 判決に基づく社会調査費用，罰金，補償金等の完済の有無

ウ 再入国の可能性

受刑者移送では受刑者が釈放後に執行国で生活することを条件に認められるものであるから，釈放後の居住の可能性は大きな判断要因となるため，以下の事項が考慮され，（イ）及び（ウ）の場合は，移送申請はほぼ却下される。

- (ア) 合衆国との関係性（親密な家族が米国にいる，米国に住所がある，米国で就職していた，米国との国境近くに住所がある，米国への渡航の可能性等）
- (イ) 以前に移送条約により移送されたこと
- (ウ) 以前に退去強制処分を受けた，又は数多くの不法入国実績がある場合

なお，国際受刑者移送は連邦手続であり，米国においては多くの判決が州法により執行されていることから，州法との関係が問題となる。連邦司法省によると，州の受刑者の国際受刑者移送に当たっては，原則として，州の承認が必要であり，州の承認があるまで移送手続は進行しないが，承認があった場合でも，連邦の判断により，州の要請を認めない場合もある。多くの場合，そのような連邦の判断に当たっては前記ウの受刑者の再入国可能性が検討されるとしている。

（３）移送実績

2008年から2010年にかけての米国における国際受刑者移送（送出移送及び受入移送）の相手国及びその対象者数を示したのが4-2-3-1表である。送出移送，受入移送とも国境を接するメキシコが非常に多く，そのほかにも送出移送は中南米の国が多い。また，日本からの移送を始めとして，受入移送が複数になっている国もあるが，大きな傾向はないようである。

4-2-3-1 表 米国の国際受刑者移送の実績

① 送出国				② 受入国			
執行国	2008	2009	2010	裁判国	2008	2009	2010
韓国		2		日本	5	5	2
イスラエル	4	1	6	韓国		2	
トルコ		1		イスラエル		1	
アルメニア		1		タイ			1
イタリア	1	2	1	香港	1		
ウクライナ		1		スペイン	3	3	6
英国	8	4	5	スウェーデン	1		
オーストリア	1		1	ドイツ			1
オランダ	4	3	6	ハンガリー			1
スウェーデン		2		カナダ		1	
スペイン	4	1	4	コスタリカ		1	
チェコ	1			メキシコ	35	42	42
ドイツ	2	3	5	パナマ	7		2
フランス	2	1	3	ベネズエラ		1	
ブルガリア		1		計	52	56	55
ポーランド	1	1	1				
ポルトガル			2				
ロシア	1						
カナダ	68	24	44				
メキシコ	80	78	151				
バハマ	12	12	13				
ニカラグア	1						
パナマ	2	11	3				
エクアドル	1	2	1				
ブラジル		1					
ペリレー		2					
ペルー			1				
ボリビア		1					
計	193	155	247				

注 1 U.S. Department of Justice の資料による。
 2 オランダはアンティル及びアルバを含む。

(4) 移送実績に対する評価

2011年に発表された米国司法省監査室の報告書^{*39)}によると、2010年において、実際に移送されたのは、連邦刑務所に拘禁されている移送条約締結国の国民である受刑者4万人余りのうち1%に満たず、移送申請の97%が移送に不適合であるか不適合であると判断されている。

本監査報告では、国際受刑者移送が当初の期待に比較して実績が上がらない原因として、4つの大きな理由が挙げられている。

- ・ 通訳・翻訳サービスが行き届いていないなどのことから、条約による移送プログラムにつ

^{*39)} U.S. Department of Justice. Office of the Inspector General. 2011. *The Department of Justice's International Prisoner Transfer Program*. <http://www.justice.gov/oig/reports/2011/e1202.pdf>

いて受刑者に十分な情報提供がなされていないこと

- ・ 連邦刑務所局の情報が不完全又は不十分であるため、受刑者の移送適格性審査が誤って行われること
- ・ 司法省担当部局における、受刑者の移送適合性審査に一貫性がなく、同様の状況下にある受刑者の処遇に不均衡をもたらしていること
- ・ 連邦刑務所局の管理下にはない問題、例えばプログラムの任意性、移送相手国（特にメキシコ）の自国民の受送への不協力及び多くの受刑者を抱える国との移送条約の不存在等があること

これらの状況から、最終的に移送するに至った受刑者を不必要に長期間米国内で拘禁することによって、2005 会計年度から 2010 会計年度にかけて、1,500 万ドル余りの追加的な拘禁経費を支弁することになったと結論づけられている。

そして、本監査報告では、申請者の 1% (395 人) を移送すれば、連邦刑務所局は年間で 1 千万ドル余りの拘禁費用を節約でき、もし、それが 3% (1,184 人)、5% (1,974 人) となれば、節約額がそれぞれ 3 千万ドル余り及び 5 千万ドル余りに上ることが指摘されている。また、本監査報告は、条約によって移送された者の再犯率への影響にも言及し、移送された受刑者の米国での再犯率が米国人受刑者全体及び移送されずに国内に残って不法残留となった者に比較して低いことを指摘し、国際受刑者移送を行った場合、ある程度の移送対象者が米国に戻って再犯に及ぶおそれは否定できないものの、それらの者を何の措置も講ずることなく米国内で釈放することよりは危険性が低いと指摘し、連邦刑務所局及び司法省等関係機関に、翻訳文書の整備、連邦刑務所局職員向けの文書の整備、連邦刑務所局と司法省の調整等を内容とする、国際受刑者移送の拡大に向けた勧告を行っている。

第3節 ドイツ

1 はじめに

ドイツは、第二次世界大戦後の復興に当たり、労働力確保のため、1950年代からヨーロッパ、近東・アフリカ諸国から大量の外国人労働者を受け入れたことにより、その多くが国内に定住化し、現在ではこうした外国人労働者の第二世代、第三世代等が生まれ育っている^{*40)}ほか、1990年代以降は、旧ユーゴ民族紛争等を背景に多数の難民も流入する^{*41)}などして、在留外国人が増加してきた経緯があり、世界有数の移民国家の一つである。その一方、外国人による犯罪も急増したため、外国人犯罪が大きな社会問題の一つとなってきた^{*42)}。特に、刑事施設に限って言うと、近年の収容動向は、外国人受刑者が一時期のように増加傾向にあるわけではないが^{*43)}、全受刑者のうちおおむね5人に1人は外国人で占められているといったように、外国人受刑者が占める割合が高い状況が続いており^{*44)}、外国人受刑者に対する処遇の充実化という課題に早くから直面してきた。こうした状況下で、ドイツの刑事施設においては、ドイツ人受刑者のみならず、外国人受刑者に対しても、社会への再統合を図り、再犯を防止するという目的から、その受刑者の生活習慣や文化等に配慮した処遇をしつつ、語学教育、教科教育、職業訓練、その他専門的な処遇等も実施しており^{*45)}、これらの取組等は、我が国における外国人受刑者に対する効果的な処遇の在り方を検討する上で参考となる点が少なくないと考えられる。以上から、本節においては、平成25年11月にドイツの連邦司法省、ベルリン州及びバイエルン州における各州司法・消費者保護省及びこれらの州にある刑事施設において実施した実地調査及びその際に入手し得た関連文献等をもとに、最近のドイツにおける外国人在留の状況や外国人犯罪の動向とともに、刑事施設における外国人受刑者に対する処遇の実情等を紹介する。なお、実務状況については、特に明記した場合を除き、この調査時点のものについて

^{*40)} 松田章・宇戸午朗ほか. 1994. 「世界各国における外国人犯罪（第1報告）－その背景・現状及び対策－」『法務総合研究所研究部紀要 刑事政策研究 37 第2分冊』: 60 - 95.

^{*41)} 木戸裕. 2006. 「ドイツの外国人問題－教育の視点から－」『レファレンス』670号: 59-83.

^{*42)} 堀内捷三. 1994. 「日本とドイツの外国人犯罪」『ジュリスト』1056号: 52-75. ; 堀内捷三. 1994. 「統計にみるドイツの外国人犯罪」『吉川経夫先生古希祝賀論文集「刑事法学の歴史と課題」』: 621-649. ; 岡田薫. 2008. 「外国人労働者受入れと犯罪現象」『人口減少社会の外国人問題 総合調査報告書』: 141 - 151.

^{*43)} クラウス・ラウベンタール 2006. 土井政和・堀雄訳『ドイツ行刑法 第三版』(Klaus Laubenthal. 2003. *Strafvollzug*. Berlin:Springer-Verlag.) 財団法人矯正協会

^{*44)} Statistisches Bundesamt. 2003 - 2012. *Fachserie 10 Reihe 4.1: Rechtspflege, Strafvollzug*.

^{*45)} 法務総合研究所. 1994. 「犯罪白書－犯罪と犯罪者の国際化－」; 長島裕・橋本三保子. 1999. 「ドイツの少年司法制度及び少年非行の現状」『法務総合研究所研究部報告 5－諸外国における少年非行の動向と少年法制に関する研究－』: 101-149.

記載している。

2 外国人の在留状況

前記のとおりドイツでは、これまで労働者や難民等の移民を多く受け入れてきたこと等を背景に、連邦統計庁の統計*⁴⁶⁾によれば、外国人人口については、1961年（旧西ドイツ）は約68万6,200人であったのに対し、1996年（統一後のドイツ）には約749万1,700人と10倍を超えるまで増加している。それ以降、外国人人口は、おおむね710万人から740万人台で推移し、増加傾向に歯止めは掛かったものの、2011年は736万9,900人であり、高止まりしている。また、全人口に占める外国人の比率を見ると、1961年は1.2%であったものの、1996年には9.1%まで上昇し、1997年以降はおおむね8.7%から9.0%の間で推移しており、2011年は9.0%であった。2011年の外国人人口の構成比を国籍別で見ると、トルコが最も多く、外国人全体の23.2%を占めており、次いで、イタリア（7.5%）、ポーランド（6.8%）、ギリシア（4.1%）の順であった。なお、ドイツにおいては、従来の外国籍の者に加えて、ドイツ国籍は有するが、本人の両親は移民である者、旧ソ連からの帰還者等を含めて、移民を背景に持つ者という概念が採用されており*⁴⁷⁾、連邦統計庁の統計によれば*⁴⁸⁾、移民を背景に持つ者は、2010年で約1,570万人とドイツの全人口の19.3%を占めている。

3 外国人犯罪の動向

連邦刑事庁の統計*⁴⁹⁾によると、2012年における外国人（外国籍の者のほか、無国籍の者及び国籍が不明な者を含む。また、移民を背景に持つ外国人であってもドイツ国籍を有している者は除く。以下この項において同じ。）の検挙人員は、50万2,390人（前年比3.7%増）で、検挙人員全体に占める比率は24.0%（前年比1.1pt上昇）である。検挙人員に占める外国人の比率を年齢層別に見ると、14歳未満で15.7%、14歳以上18歳未満で18.9%、18歳以上21歳未満で22.0%、21歳以上で25.2%となっており、成人の方が少年よりも高い比率となっている（ただし、成人のうち、60歳以上の高齢者に限っては、11.5%と少年より低い比率である。）。検挙人員中に占める外国人の比率が高い犯罪類型を罪種・罪名別に見ると、外国人特有

*⁴⁶⁾ Statistisches Bundesamt. 2011. *Fachserie 1 Reihe 2: Bevölkerung und Erwerbstätigkeit*

*⁴⁷⁾ 木戸（2006）

*⁴⁸⁾ Statistisches Bundesamt. 2010. *Fachserie 1 Reihe 2.2: Bevölkerung und Erwerbstätigkeit Bevölkerung mit Migrationshintergrund- Ergebnisse des Mikrozensus 2010* -.

*⁴⁹⁾ *Polizeiliche Kriminalstatistik 2012*.

の移民法や難民認定法等を除けば、性的搾取目的での人身取引（67.2%）、コカインの密輸入（65.4%）、すり（64.7%）、賭博（54.6%）で比率の高さが目立つほか、一般罪種別では、文書偽造（36.3%）、加重窃盗（30.8%）、強盗（30.6%）、強姦及び性行為の強要（29.3%）も高い。国籍等別で見ると、トルコが最も多く（18.4%）、次いで、ポーランド（7.5%）、ルーマニア（6.5%）、イタリア（4.5%）の順であった。

4 外国人受刑者の収容状況及び外国人受刑者に対する処遇の実態等

（1）ドイツ全体における外国人受刑者の収容状況等

連邦統計庁の統計等によれば^{*50)}、2012年3月31日現在の刑事施設（計186施設）における受刑者（保安監置者を含む。特に断らない限り、以下この項において同じ。）の収容人員は、全体で5万8,073人である。収容人員は、東西ドイツ統一後に限って見ると、2007年の6万4,700人をピークに減少傾向が続いている。男女別では、男子が5万4,765人、女子が3,308人で、女子比は5.7%である。罪名別では、窃盗犯（横領を含む）が約1万2,400人（約21%）、薬物犯が約8,100人（約14%）、強盗犯が約7,400人（約13%）である。また、受刑者のうち、開放行刑において処遇を受けている者は9,622人で、全体の16.6%であった。

外国人受刑者（無国籍の者を含む。また、移民を背景に持つ外国人であってもドイツ国籍を有している者を除く。特に断らない限り、以下この項において同じ。）は、1万3,232人である（そのうち、開放行刑において処遇を受けている者は、1,766人（13.3%）であった。）。また、総数に占める外国人受刑者の比率は22.8%（男子は23.2%、女子は16.5%）である^{*51)}。最近10年間の外国人受刑者の比率を見ると、おおむね21～23%の間で推移している。日本とドイツでは、刑事司法の制度や外国人の統計の取り方等が異なり、厳密な比較はできないが、日本では、平成24年末現在の受刑者収容人員全体に占めるF指標受刑者の収容人員の割合が3.6%である（矯正統計年報による。）ことを踏まえると、ドイツにおける外国人受刑者の比率は相当高いことがうかがわれる。なお、連邦司法省（Bundesministerium der Justiz）に訪問

^{*50)} Statistisches Bundesamt. *Fachserie 10 Reihe 4.1: Rechtspflege Demographische und kriminologische Merkmale der Strafgefangenen zum Stichtag 31.3.2012*；連邦統計庁のプレスリリース“Zahl der Strafgefangenen weiter rückläufig”
<<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Rechtspflege/Aktuell.html>>（2013年10月3日検索）

^{*51)} 後述する連邦司法省の担当者によれば、既決の受刑者よりも未決拘禁者の方が外国籍の者の比率がかなり高くなるという。その理由として、外国人は、ドイツ人と比べて、国外逃亡のおそれが高く、事件を起こして検挙された場合に拘禁される可能性が高くなるためであるとのことであった。

した際に、収容人員に占める外国人の比率が総人口に占める外国人の比率よりも高いことの背景や要因について、行刑サービス・保護サービス法令関係担当の課長 (Ministerialrätin Leiterin des Referats Strafvollzugrecht, Bewährungshilfe) である Renate Kubicki Halskov 氏に質問したところ、「確定的なことは言えないが、犯罪の背景・要因として一番大きいのは、言語、文化、経済的事情、法的な立場の違い等の問題からドイツ社会に統合することが十分にできていない外国人が多いことがあると考えられる。」との説明があった^{*52)}。

(2) 外国人受刑者等に対する処遇の実態等

この項では、訪問する機会を得たベルリン州司法・消費者保護省における外国人受刑者に対する処遇の充実化のための取組のほか、ベルリン少年刑務所、ミュンヘン刑務所及びノイブルク・ヘレンヴェルト少年刑務所における外国人受刑者に対する処遇の実情等を中心に述べる。なお、ドイツの行刑については、現在、一部の州を除き各州が独自に行刑法を制定しており、その運用も行っている関係上^{*53)}、各州によって処遇の実態が異なることが考えられ、ここで記載する内容は、ドイツ全体の実態を意味するものではないことに留意する必要がある。

ア ベルリン州司法・消費者保護省 (Senatsverwaltung für Justiz und Verbraucherschutz) ^{*54)}

外国人受刑者の収容分類については、日本のように、外国人受刑者を特定の刑事施設に収容しておらず、ドイツ人と同様に、性別、年齢、係属した裁判所の管轄等によって、州内の各刑事施設に振り分けて収容している^{*55)}。ただし、家族との面会を考慮する必要がある場合には、例外的に他の州と協議してその州内の施設に移送することもある。ベルリン州は、ド

^{*52)} 連邦統計庁のプレスリリース “Ein Fünftel der Bevölkerung in Deutschland hatte 2010 einen Migrationshintergrund” Pressemitteilung Nr. 355 vom 26. 09. 2011
<https://www.destatis.de/DE/PresseService/Presse/Pressemitteilungen/2011/09/PD11_355_122.html>
(2013年10月17日検索)によれば、外国人等の移民を背景に持つ者は、持たない者と比べて、中等教育修了資格のない者が多く、25歳から65歳までの失業率、相対的貧困層(所得の中央値の60%以下に位置している者)の割合が高いなど、様々な状況で不利な立場に置かれていることが指摘されている。

^{*53)} ドイツにおける刑事施設の運営や処遇等については、2006年までは、連邦司法省が所管する連邦行刑法 (Strafvollzug, 1976年制定, 1977年施行) に規定され、州の司法省がその執行を担当していたが、それ以降は、ドイツ連邦共和国基本法 (憲法) の改正により、行刑法についても、州が独自に制定するようになった。訪問時点で、ブレーメン (Bremen)、ベルリン (Berlin)、ノルトライン・ヴェストファーレン (Nordrhein-Westfalen) 州等、4つの州以外は、州独自の行刑法を制定している。

^{*54)} 以下は、Ursula Guths氏、Kai Abraham氏 (ベルリン州司法・消費者保護省担当者) からの聞き取り内容のほか、そこで入手した資料 “Der Berliner Justizvollzug”, “Sachbericht 2012 / Projekt 729 Der Runde Tisch für ausländische Gefangene” に基づいた記述である。

^{*55)} 別に訪問したベルリン開放刑務所 (Justizvollzugsanstalt des Offenen Vollzuges Berlin) の担当者によれば、1980年代前半までは、外国人受刑者は、特定の刑事施設に収容していたが、サブカルチャーの発生等の影響で、処遇がうまくいかなかったため、現在のように各刑務所に分散して収容するようになったという。

イツの中でも、外国人受刑者の比率が特に高い州の一つであり、2012年9月30日時点で、ベルリン州内の刑務所の収容人員は、4,326人で、そのうち1,571人(36.3%)が外国人被収容者である。外国人被収容者の比率について、2012年9月30日現在でベルリン州の刑事施設のうち最も高い施設で48.0%、最も低い施設で25.0%である。被収容者の国籍を見ると、トルコ人が342人(21.8%)と最も多く、次いで、ポーランド216人(13.7%)、レバノン128人(8.1%)、セルビア84人(5.3%)、ベトナム60人(3.8%)の順であった(なお、EU出身の者は約31%で、無国籍(不明の者を含む)が9%である。)*⁵⁶⁾。

ベルリン州では、外国人被収容者に対する処遇の充実や改善を図るため、定期的に関係者を集めて、外国人処遇の事項に特化した会議を開き、様々なテーマについて情報交換や話し合い等を実施している。参加者は、州司法・消費者保護省や刑事施設の職員のほか、裁判官、検察官、警察官、弁護士、名誉職、教会関係者、大使館職員、病院関係者、その他民間支援団体等、様々な分野の専門家であり、実際に参加するメンバーは、そのときの会合のテーマによって決定する。具体的には、最近では、イスラム教徒等の被収容者に対する宗教上の支援、外国人被収容者に対する法律助言、釈放準備、作業及び職業訓練や職業教育、就労のあっせん等がテーマとして掲げられ、例えば、宗教関係では、イスラム教を信仰している被収容者が多いことから、刑事施設内で教誨師を増やして活動させるべきではないか、通訳をもっと増やすべきではないかなどの意見が出されて検討をした。

また、2012年にローマで開催された欧州評議会(Council of Europe)で、外国人受刑者の処遇に関する処遇勧告が出された。内容は、例えば、外国籍の受刑者に対しても、人間の価値を尊重し、人道的な処遇を行う、外国人受刑者であっても他の被収容者と隔離しないようにする、所内の規則等について、母国語で表記する、国籍、言語及び文化的背景が共通の者はできるだけ同じ施設に収容する、母国の生活習慣、慣習等を尊重するなどといったものであり、これらの勧告を考慮して処遇を実施することが求められている*⁵⁷⁾。さらには、行刑職の職員の採用に当たっては、反外国人的感情を有している者はまず採用されないこととされているほか、採用された者に対し、外国人受刑者に対し適正な処遇が実施できるようにするために、最初の2年間の訓練教育(研修)期間において、その者らの習慣、文化的背景等を理解させるための

*⁵⁶⁾ 男女別では、男性はトルコ人が多く、女性はポーランド人、ベトナム人が多いなど、男女差があるとのことである。

*⁵⁷⁾ 詳細については、欧州評議会のホームページに掲載されている“Recommendation CM/Rec(2012)12 of the Committee of Ministers to member States concerning foreign prisoners”
<<https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=1989353&Site=CM>> (2014年3月24日検索)で全文を参照できる。

カリキュラムが用意されているとのことである^{*58)}。

イ ベルリン少年刑務所(Jugendstrafanstalt Berlin)^{*59)}

ベルリン州にある少年刑務所であり、男性の少年受刑者を収容対象とした刑事施設では、ドイツ最大の刑務所の一つである。訪問時点で、受刑者 236 人（18 歳未満の少年が 233 人、18 歳以上 21 歳未満の青年が 3 人）、未決拘禁者 72 人が在所していた。同施設には、通常の居室棟や管理棟のほか、薬物依存者を収容する棟（Drogenfachbereich）、暴力犯罪者が入所し、処遇を受けるための社会治療施設（Sozialtherapeutische Abteilung）、外部通勤が許可されるなど開放処遇の対象者を収容する棟（Offener Vollzug）^{*60)}等が設けられている。同刑務所の被収容者のうち、外国人は約半数（なお、同刑務所の未決区に収容されている未決拘禁者のうち外国人は約 8 割）を占めており、近年でその比率に大きな変化はない。外国人の内訳は、約半数がトルコ人、約 4 分の 1 がレバノン人である。前記のとおり、ドイツ国籍の者であっても移民の背景を持つ者が相当数おり、正確な統計データはないものの、その者らも外国人として含めると、外国人被収容者の比率は更に高くなり、移民の背景を持たないドイツ人は、全体のおおむね 3 分の 1 になるとのことである。また、少年受刑者が円滑に社会復帰できるよう教育や職業に力を入れていることもあって、職員数は被収容者数よりも多い^{*61)}。

外国人少年受刑者に対する処遇の特徴として、生活習慣、文化、宗教等に配慮しつつ、より効果的な処遇を行う目的から、現在はドイツ国籍を有しているが、もともとはトルコ人であるなど、移民の背景を持つ外国出身の者を補助職員として採用し、その者らに同一国籍の外国人受刑者への処遇に関与させている。この利点として、外国人少年受刑者が母国語を通じて職員とコミュニケーションを取りやすくなり、職員の指示や教示等を容易に理解することができること、職員が受刑者と同じ文化的背景や生活習慣を有していることから、少年受刑者にとって良い成功モデルや模範となることが挙げられる。また、移民を背景に持たないドイツ人職員にとっても、その職員から、その国の文化や習慣、価値観等を学ぶことができ、受刑者に対する処遇の能力の向上につながるというメリットもあるとのことである。

^{*58)} こうした研修を受講していないベテランの職員については、外国人に対する差別的な処遇を行うなどして問題となっている者もいるとのことである。

^{*59)} 以下は、Heinz Haertle 氏（副所長）等からの聞き取り内容のほか、入手した施設概況やパンフレットに基づいた記述である。

^{*60)} 2013 年 10 月 2 日現在で、薬物依存者を収容する棟に 34 人、社会治療施設に 37 人、開放処遇を受ける者を収容する棟に 29 人がそれぞれ在所している。

^{*61)} 2013 年 11 月 1 日現在で、職員数は、一般行刑職 255 名、ソーシャルワーカー 21 名、心理学者 10 名、工場職 18 名等計 355 名である。また、語学教育や職業訓練等に関わる外部の支援者も約 100 名いるとのことであった。

外国人少年受刑者のほとんどの者が日本でいうところの小学校や中学校レベルの義務教育課程を修了できておらず、ドイツ語を理解できていない者も多いため、外国人向けのドイツ語教育のほか、教科教育について、本人のレベルに応じた種々のプログラムが設けられている。例えば、教科教育では、基幹学校 (Hauptshule) *62) の卒業資格を取得することが可能である。訪問時は、トルコ系のドイツ人指導者がトルコ人受刑者 8 名に対して語学教育や教科教育を実施していた。ドイツ語教育は週に 2 回、教科教育 (小学校レベルの算数等) は平日毎日、1 日当たり 2 時間程度行われている。なお、受刑者のみならず、未決拘禁者に対しても、必要に応じて語学教育を実施している。その他、同刑務所においては、外国人少年受刑者はドイツ人少年受刑者と比べて粗暴性が強い者が多いという認識を持っており、社会治療部門において、ドイツ人少年受刑者のみならず、暴力性が高い外国人少年受刑者に対しても、反暴力性プログラムを受講させている。

また、外国人少年受刑者の特徴として、ドイツ人少年受刑者と比較すると、家族との結び付きが強い傾向が認められるが、その中には、外国人少年の家族自体が犯罪組織に加担している、又は暴力を肯定するなど、価値観の偏り等の問題を有しているケースが珍しくないとのことである*63)。こうしたケースでは、本人への働き掛けのみで処遇の効果を挙げることは難しいとの認識から、再犯防止のためには、例えば、面会*64) を利用して、職員が面会の様子を見ながら適宜介入し、家族と受刑者との間で話し合いをさせるなど、家族への直接的な働き掛けを行うことも重要視している。

なお、2012 年における少年受刑者の釈放者は、224 人であり、内訳は、仮釈放が 64 人 (28.6%)、刑期終了による釈放が 151 人 (67.4%)、出身国への退去強制が 9 人 (4.0%) であった。前記の収容状況に照らし合わせると、釈放者についても外国人が相当の比率を占めていると考えられるが、退去強制になっている者はわずかであり、多くの外国人少年受刑者が出所後もドイツ国内にとどまって生活している実態が見て取れる。

ウ ミュンヘン刑務所 (Justizvollzugsanstalt München) *65)

*62) わが国の小学校に相当する基礎学校 (Grundschule) を卒業した後に進学する前期中等教育機関の一つであり、一般に 5 年制で、卒業後の就職を目的として職業の訓練教育が中心に行われる。ドイツの学校制度の詳細については、木戸裕. 2009. 「現代ドイツ教育の課題—教育格差の現状を中心に—」『レファレンス』703 号: 5-29. を参照。

*63) 一方、ドイツ人少年受刑者は、外国人少年受刑者に比して、両親の離婚、離散、アルコール依存等の影響による暴力等を背景に、家庭が破たんしており、家族との結び付きが弱いという傾向が認められるとのことである。

*64) 面会は、通常 2 週間に 1 回、1 回当たり 2 時間許可されている。

*65) 以下は、Stumpf 氏 (所長) のほか、教育担当等の一般職員からの聞き取り内容に基づいた記述である。

バイエルン州ミュンヘン市内にあり、ドイツ全体では2番目に大きい刑事施設である。もともとは1,600人程度収容できる施設であったが、訪問時は順次改築中とのことで、収容人員は1,345人であり、そのうち未決拘禁者が半数余りを占めて受刑者よりも多い。また、これら以外にも、少年拘禁の者が収容対象となっている。受刑者のうち、麻薬等の薬物事犯者が約3分の1を占める。外国人被収容者（未決拘禁者も含む）は約800人おり、国籍は全部で91か国である。国籍別では、ルーマニアが126人と最も多く、続いてトルコ60人、ポーランド55人、ブルガリア42人、セルビア38人、イタリア33人の順である。同施設の構造上の特徴として、逃走のリスクの軽減を図るため、地下に幅広い通路が整備されており、受刑者の居室から工場等への移動は全て地下通路を通じて行われていることである。また、150人の収容が可能な女子棟が設けられているが、そのうち10室は母子が一緒に生活できるような居室となっている^{*66)}。

外国人被収容者については、コミュニケーションを取りやすいよう、同じ国籍の者は同じ居室にできる限り収容している。外国人被収容者のうち人数で上位を占めるトルコ人やルーマニア人については、円滑な処遇を実施するため、トルコ語やルーマニア語に堪能な職員が配置されている。また、約30か国語の書籍が整備されており、最も多いトルコ語で1,000冊ほどある。

ドイツ語がほとんどできない者に対しては、分離して収容するなどの裁判所の指示に反しない限り、本人の希望等に応じて、約4週間という短い期間ではあるが、コンピュータを使用したドイツ語学習に取り組ませている。また、同刑務所では、少年・若年の被収容者で、義務教育レベルの教育課程を修了していない者を対象とした学校教育のプログラムが設けられている。このプログラムについては、外国人被収容者でも、ドイツ語がある程度できる段階になれば受講することが可能である上に、学習にはできるだけ早く取り組ませた方が良いという認識に基づき、未決拘禁者であっても受講対象となっていることが大きな特徴である。期間は約4か月で、ドイツ語、算数、歴史、家庭・工作、体育（スポーツ）等の授業があり、卒業資格を取得することが可能である。こうした教育を通じて、自分もやればできるという自信や自尊心を身に付けさせるとともに、外国人とドイツ人を一緒に受講させる中で、お互いの国の慣習や文化を学ばせ、社会への再統合の一步につなげることに大きな主眼を置いている。

そのほか、性犯罪者や暴力犯罪者を対象とした社会治療（Sozialtherapie）をそれぞれ実施

^{*66)} 女性の被収容者については、東欧出身者が多く、母国で異性の不良者にだまされて連れて来られ、犯罪に巻き込まれるケースが目立つという。

している*⁶⁷⁾。実施担当者は心理専門家、ソーシャルワーカーであり、実施形態は主にグループワークと個別面接等である。これらの専門的処遇プログラムも外国人受刑者も受講対象となっており、通常、外国人受刑者がおおむね3分の1程度占めている（なお、訪問時点では、対象者16人中、外国人は3人であった。）。

エ ノイブルク・ヘレンヴェルト少年刑務所 (Justizvollzugsanstalt Neuburg-Herrenwörth)*⁶⁸⁾

ノイブルク・ヘレンヴェルト少年刑務所は、バイエルン州にある3つの少年刑務所のうちの1つである。同刑務所は、男子で、年齢が17歳以上、刑期が6月から3年以下の初犯者が収容対象となっている。訪問時点で収容定員は187人であるところ、167人（うち未決拘禁者は22人）が在所中であった。年齢区分では、18歳以上21歳未満の者が108人と最も多い。外国人は、被収容者全体の約28%を占めており*⁶⁹⁾、国籍数は18か国であり、そのうちトルコが18人と最も多く、年間で300人ほど入所している。職員数は全部で152名であり、その内訳は、一般行刑職員が81名、ソーシャルワーカーが10名、心理学者が8名、教員が5名等である。

職業訓練は、木工家具、金属加工、塗装、食肉製造等、多くのコースが設定されており、見学した金属加工の工場では、最新式の旋盤等の機器が導入されているなど、設備、内容共に充実したものとなっている。また、職業については、理論的なことを学ぶためのコースも設けられており、例えば、コンピュータ、物流関係等の専門職を目指すための訓練教育も実施されている。なお、外国人少年受刑者については、原則EU出身の者でなければ受講できないという条件があるが、EU以外であっても、親の代からずっとドイツで定住しているなどの事情が認められれば受講が可能になるケースもあるとのことである。

移民を背景に持っていてドイツで出生した外国人少年受刑者が多いことから、ドイツ語が全くできないという者は少ないとのことであるが、ドイツ語が十分にできない外国人少年受刑者を対象としたドイツ語学習のプログラムが用意されている。期間は3か月で、1週間当たり4時間の学習時間となっている。ただし、これだけでは時間が不十分であるとのことから、日

*⁶⁷⁾ 2004年時点のものではあるが、同刑務所における教育や指導の具体的な内容を詳細に記述しているものとして、森川久浩。2008。「ドイツ行刑の風景～ミュンヘン刑事施設から～」『刑政』119巻7号42-50。が参考になる。なお、ミュンヘン刑務所の担当者によれば、ドイツでは、同刑務所が最初に性犯罪の処遇プログラムを開始しており、これまでに実績があるとのことであった。

*⁶⁸⁾ 以下は、Ernst Meier-Lämmermann氏（所長）、処遇や教育担当の一般職員からの聞き取り内容のほか、入手したパンフレットに基づいた記述である。

*⁶⁹⁾ ただし、移民を背景に持つドイツ人も含めると、正確なデータを公式に把握していないが、比率が更に10～15%程度増えるのではないかとのことであった。

ごろは工場での作業等を通じて、基礎的なドイツ語能力の向上を図るようにしている。また、外国人少年受刑者に限ったことではないが、義務教育をきちんと受けていない者が多いことから、基礎的な学力を身に付けさせるため、基幹学校基本トレーニング課程（Basistraning Hauptschule）と呼ばれるコース^{*70)}があり、外国人であっても学習意欲が認められれば受講することができる。主に平日の午前中4時間、午後1時間から2時間程度実施しており、居室内でも課題に取り組ませている。この他にも、更にレベルの高い教科教育のコース^{*71)}が複数設けられており、卒業資格の取得が可能となっている。これら教科教育を受講している受刑者は、教育補助金が与えられるが、指定された課題をきちんとこなさなければ、教育補助金は減額される。教師だけではなく、ソーシャルワーカーも指導にかかわり、受刑者の社会性やコミュニケーション能力の伸長を図る役割を果たしている。

その他、同刑務所では、社会治療施設を有し、認知行動療法をベースとした性犯罪及び暴力犯罪者を対象とした処遇プログラムがそれぞれ実施されており^{*72)}、ドイツ語がある程度できるということが前提となるが、外国人少年受刑者も受講の対象となっている。訪問時、実施していた性犯罪プログラムについては、対象者16人中外国籍（トルコ、イタリア国籍等）の者が9人含まれていた。

オ その他、ベルリン州又はバイエルン州の刑事施設における外国人受刑者に対する処遇等の特徴^{*73)}

ここでは、特定の施設のことではなく、ベルリン州又はバイエルン州にある刑事施設において外国人受刑者に対する処遇や社会復帰支援で特徴的なものを記述することとする。

まず、ドイツでは、外国人と一口で言っても、いずれの施設においても相当数の国籍が含まれている関係から、社会での外国間の政治的、文化的対立等が刑事施設内にもそのまま持ち込まれやすいため、職員は特に外国人受刑者間のトラブルや国籍間での力関係に差が生じること

^{*70)} 日本の小学校高学年から中学校に相当するコースであるが、内容は一般の中学レベルより低く、公的な卒業資格は得られないという。

^{*71)} 例えば、ミドルスクールというコースがあり、10名程度の定員で、募集している。期間は5～6か月で、歴史・地理等、体育、コンピュータ処理の授業のほか、コミュニケーション能力を高めるための教育等がある。訪問時、トルコ人等の外国人も編入しているとのことであった。

^{*72)} 性犯罪者に対する社会治療については、バイエルン州内の少年刑務所ではノイブルク・ヘレンヴェルト少年刑務所のみが実施していることから、他の少年刑務所からも受講のため対象の少年受刑者が移送され、収容されている。

^{*73)} 以下は、前記のベルリン州司法・消費者保護省の担当者からの聞き取りに加え、バイエルン州司法・消費者保護省（Bayerisches Staatsministerium der Justiz und für Verbraucherschutz）の担当者 Hauck 氏、Martin Bauer 氏からの聞き取りや、その際に入手した資料“Bayerisches Staatsministerium der Justiz und für Verbraucherschutz”の内容に基づいた記述である。

や、少数民族が受刑者集団の中で孤立することがないように、綿密な行動観察を実施しながら処遇をしている。また、ドイツ人受刑者と外国人受刑者を区別することなく平等に処遇することを前提としつつも、例えば、ベルリン州の刑事施設では、面会の基準を緩和し、家族との面会を通常より多く行うことができるようにしているほか、心理的に不安定な者に対し、必要に応じて通訳を付けてカウンセリング等を実施する^{*74)}などの配慮を行っている。さらに、外国人受刑者についても社会復帰のため職業訓練の受講を重視していることは先に述べたとおりであるが、特にベルリン州の開放刑務所では、国外退去になることが想定される場合であっても、母国に戻ってからも就労ができるよう、外部通勤作業をさせたり、社会で職業訓練を受けさせたりしているとのことであった。

また、ドイツの行刑では、近年、移行マネジメント（Übergangsmangement）という概念が広がり、出所後の社会生活への円滑な移行のための処遇や支援に力を入れるようになってきている。具体的には、ベルリン州では、出所後にすぐに就職することが生活の安定や再犯防止のためには重要であるとの認識に基づき、出所時に就労支援（就労先のあっせん等）を行っており、外国人受刑者に対しても、労働許可を有しているということが条件であるものの、連邦雇用庁と連携して、社会でどのようなニーズがあるのかを把握しながら、就労支援を実施している。また、刑執行終了後に本人が利用できる相談機関や民間の支援団体が多く設立されており、特に外国人受刑者向けの支援としては、例えば、トルコ人を対象として、本人が加入している犯罪組織から抜け出すための支援を行っている民間の団体があり、出所前にこうした支援団体に関する情報を伝えている。また、バイエルン州においては、ドイツ人であるか外国人であるかにかかわらず、就労支援を実施しているのみならず、住居の確保、薬物依存者に対する社会での治療（セラピー）施設のあっせん等、さらには、外国人受刑者向けとして、パスポートを紛失した人に対し再発行の手続き等の支援も行っている。

^{*74)} ただし、外国人受刑者に対し、心理学者、精神科医がカウンセリングやセラピー等を実施しても、対象者の文化的背景等が十分に理解できないことで、困難に直面することも多いとのことである。